

○山梨県警察が設置する街頭防犯カメラシステムの運用に関する規程

〔平成29年1月11日〕
〔公安委員会規程第1号〕

（目的）

第1条 この規程は、山梨県警察が設置する街頭防犯カメラシステムに関し必要な事項を定めることにより、その適正な運用を確保することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 街頭防犯カメラ 犯罪の予防及び被害の未然防止を図ることを目的として、公共空間を撮影するカメラであって、山梨県警察が設置し、及び運用するものをいう。
- (2) 街頭防犯カメラシステム 街頭防犯カメラ及び当該街頭防犯カメラにより撮影された画像をモニターに映し出し、記録する装置をいう。
- (3) 画像記録 街頭防犯カメラにより撮影された画像に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）をいう。

（基本原則）

第3条 山梨県警察本部長（以下「本部長」という。）は、街頭防犯カメラシステムの運用に当たっては、個人のプライバシーその他国民の権利を不当に侵害することのないよう留意しなければならない。

（設置場所の明示）

第4条 本部長は、街頭防犯カメラが設置されている場所において、当該街頭防犯カメラが設置されていることを明らかにするため必要な措置を講ずるものとする。

（責任者の指定）

第5条 本部長は、街頭防犯カメラシステムの適正な管理及び運用を図るため、責任者を指定するものとする。

（画像記録の保存）

第6条 本部長は、街頭防犯カメラとしての運用上必要な最小限度において、画像記録

の保存期間を定めるものとする。

(画像記録の活用)

第7条 本部長は、犯罪の捜査その他警察の職務遂行のために必要な限度において、画像記録を活用することができる。

(報告)

第8条 本部長は、街頭防犯カメラシステムの運用状況を定期的に山梨県公安委員会に報告するものとする。

(運用状況の公表)

第9条 本部長は、街頭防犯カメラシステムの運用状況をインターネットの利用その他の方法により定期的に公表するものとする。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、街頭防犯カメラシステムの運用に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年2月1日から施行する。